

さ情審査答申第 9 号
平成15年5月13日

さいたま市長 相川 宗一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小池 保夫

答 申 書

平成14年3月28日付けで貴職から受けた、さいたま市のホームページすべてのファイル・ページ<広報広聴課>（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報は、さいたま市情報公開条例第2条第2号ただし書アの適用除外行政情報に該当するものと認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成14年3月4日付けさ政広収第102号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定について、これを取り消し、対象文書を適切に特定し、公開決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分は条例の解釈・運用を誤った違法なもので、公開しない理由として「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供している適用除外行政情報のため」としているが、本件対象行政情報は「一般に容易に入手することができるもの」とは認められず、また、一般に利用することができる施設

において閲覧に供しているもの」ではない。

- (2) 本件処分を取り消し、あらためて対象文書を適切に特定し、公開請求しなければならない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 条例第2条第2号ただし書きアは、「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供しているもの」については、公開請求の対象となる行政情報から除外している。
- 2 インターネットへの掲載という形態により、市政に関する情報を広く市民に提供している。
- 3 浦和総合行政センターの情報公開コーナー、旧浦和市の公民館及び旧浦和市の図書館に端末機器を設置し、さいたま市のホームページの閲覧ができるようになっている。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立ては、本件対象行政情報が、条例第2条第2号ただし書きアに規定する「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供している」行政情報であり公開請求の適用除外であるとした実施機関の非公開決定について、異議申立人がその取消しを求めるものである。
- 2 さいたま市では、条例第23条に規定する情報提供の積極的な推進を図るため、さいたま市のホームページを設け、人々が広くインターネットを通じて自宅にいながらにして最新のさいたま市政に関する情報を得られるように努めている。その背景には、昨今のパソコン機器等の普及に伴い、ホームページの開設が重要な広報手段となっているという社会環境がある。さいたま市においても、平成13年11月に実施した市民意識調査の結果によれば、調査に対する有効回答のうちインターネット利用者が42.8パーセントに上っているという実態がある。しかし、まだインターネットを利用していない者も看過することはできない割合を占めており、さいたま市では、総合行政センターの情報公開コーナーや公民館、図書館にインターネット端末機器を設置して、これらの公共施設においてさいたま市のホームページを閲覧できるようにしており、端末機器の設置台数は年々増加している。
- 3 異議申立人は、このようにさいたま市がインターネット上でホームページに掲載しているすべての情報につき、情報公開請求手続により公開を求

めるものであるが、そもそもさいたま市のホームページに掲載されている情報は、さいたま市が合併した平成13年5月1日に市内全世帯に配布した市民ガイドブックの内容を基本として、これに各種委員会、審議会開催予定などの最新の市政案内情報等を補足して日々更新しているものであって、これらは紙、すなわち文書としての形態でも市民に提供されている情報である。また、さいたま市では、本件公開請求がなされた時点で、すでに、浦和総合行政センターの情報公開コーナー並びに旧浦和市の公民館14館及び図書館4館にそれぞれインターネット端末機器を設置し、市民等に対し利用目的等を問うことなくこれらの端末機器を利用させていたものであって、端末機器の使い方がわからない利用者の求めがあれば職員に対応させるなどの体制を整えていたことが認められる。

- 4 このような状況に鑑みれば、本件対象行政情報であるさいたま市のホームページすべてのファイル・ページが、条例第2条第2号ただし書ア前段の「一般に容易に入手することができる」行政情報とまで言い得るかについては疑問もあるが、少なくとも前記公共施設の端末機器を利用することによってさいたま市のホームページを閲覧することはできるから同後段の「一般に利用することができる施設において閲覧に供しているもの」には該当すると考えられる。したがって、実施機関が本件対象行政情報は、条例第2条第2号ただし書アの「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供しているもの」に該当すると判断したことは妥当である。
- 5 よって、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年	3月28日	諮問の受理
②	同 年	4月24日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年	11月21日	審議
④	平成15年	2月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年	3月20日	審議